

(掲載日：R6.12.13)

分野／取組	社会活動／社会活動制限
当時の所属・役職	企画県民部災害対策局災害対策課長（H31.4～R4.3）
現在の所属・役職	兵庫県立大学播磨理学キャンパス 経営部長
氏名	中道 一義

1 主に担当した業務

- 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（本部会議の運営など）
- 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の国への要請
- 社会活動制限
- 新型コロナ対策適正店認証制度 など

2 印象的だったこと（当時の状況等）

- 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況下での対応が続きました。兵庫県への緊急事態宣言が延長、再延長されたこともありました。収束傾向になっても、また新規感染者数が急増しました。
- 在任中、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「本部会議」といいます。）は72回開催され、ほぼ毎回、県内の感染状況を踏まえ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の国への要請、県内の対応策などについて長時間にわたり議論が交わされました。
- 本部事務局では、本部会議に向けて資料の作成、取りまとめなどを行っていました。本部会議の直前まで、対策案の調整や、資料の修正、印刷を行っていたこともありました。本部会議終了後は、直ちに本部長（知事）の記者会見資料を取りまとめ、配布しました。本部会議や記者会見の開始時刻に間に合わせるよう、迅速性と正確性が求められる作業でした。

3 うまく対応できたこと・反省点

- 本部事務局では、人口10万人当たりの新規感染者数や前週比、重症病床利用率等のデータから、県内各地域の状況の把握に努めました。これらは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の国への要請、社会活動制限の対象地域について検討する際の資料にもなりました。
- 県内の社会活動制限は、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言、基本的対処方針、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室からの事務連絡

等を踏まえ、検討が重ねられました。感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、その時々感染状況等により、対象地域のほか、対象施設、営業時間や酒類提供時間などが見直されました。

- 社会活動制限の対象地域、期間、内容は、本部長の記者会見資料の市町、関係機関等への通知のほか、県ホームページ、SNS、広報紙、県広報番組等の広報媒体、業界団体への通知などにより周知に努めました。また、社会活動制限に関する県民、事業者等からの個別のお問合せに対応できるようにコールセンターを設置しました。
- 県民、事業者等へのメッセージや文書は、不備なく正確な記述を心がけましたが、文字数が多くなり、かえって伝わりにくいところがあったかもしれません。また、施設例ごとに要請内容等を記載した一覧表や、よくいただくご質問とそれに対する回答を県ホームページに掲載させていただきましたが、対象施設に該当するかなどについてのお問合せ、ご意見を多数いただきました。いただいた内容については、できる限り真摯に対応させていただきました。
- 県からの要請には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力の要請、同法第31条の6第1項^{*}に基づくまん延防止等重点措置を実施する区域での要請、同法第45条第2項に基づく緊急事態宣言下での要請などがありました。これらの根拠条項は、兵庫県対処方針や記者会見資料に明記するなどしていましたが、条文も添付した方がより分かりやすかったかもしれません。

※現在は、法改正により第31条の8第1項になっています。

- 社会活動制限の検討に際しては、同一交流圏である京都府や大阪府と情報交換を行いました。3府県連名で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について国へ要請したこともありました。京都府や大阪府とは関西広域連合の構成団体として防災・減災対策等に連携して取り組んでおり、こうした取組が新型コロナウイルス感染症対応においても生かされたと思います。
- 県では、令和3年4月から、県内の飲食店等の見回りを実施させていただいておりましたが、同年6月から、県が指定する10項目^{*}すべてに取り組んでおられることが実地調査により確認できた飲食店等に認証店ステッカーを交付する「新型コロナ対策適正店認証」を開始しました。この制度は、感染に対する県民の不安感の解消と、飲食店等での感染拡大予防対策の推進を図るためのものでした。認証店ステッカーは、当時、県内に約28,000あった飲食店等の9割以上に交付しました。

※後に、感染収束等により除外された項目があります。



認証店ステッカー

4 今後の新たな感染症への対応に活かしてもらいたいこと

- 国、近隣府県、県内の市町、関係機関等との連携とともに、庁内においても、危機管理部のほか、保健医療部、産業労働部等の各部局が情報を共有し、一丸となって取り組むことが重要です。
- 社会活動制限の趣旨や内容は、できる限り対象を明確にして、分かりやすく伝えてください。通知文書のほかにも、要請等の内容を補足する簡潔明瞭な資料を作成して説明するなどにより、県民一人ひとりや各事業者等へ確実に伝わるようにしていただきたいと思います。
- 業務の一部を本部事務局外に依頼する場合は、仕様やマニュアルを示すとともに、適正・公平な業務の執行がなされているか確認し、状況に応じて改善に向けて連絡調整等を行う必要があります。

5 その他

- 災害対策課では、避難所での集団感染や、感染を恐れて避難所への避難をためらうことを防ぐため、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を令和2年6月に作成し、本ガイドラインに基づき、市町職員向けの研修や避難所運営訓練を実施しました。
- 感染症の大流行時であっても、地震、風水害等の自然災害は発生するかもしれません。感染症と自然災害との「複合災害」に備え、避難所運営のほか、一人ひとりが地域の危険性（例：洪水、津波、土砂災害など）について理解し、いざというときの避難先・避難経路を決めておくことや訓練の実施など、事前の備えが大切です。

最後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただきましたすべての方々に感謝申し上げます。